

社会保険等未加入業者との一次下請契約の禁止について

平成30年6月28日

柏市契約課

国や千葉県の社会保険未加入対策を踏まえ、柏市が発注する建設工事（契約課において契約手続を行うもの）について、下記のとおり、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入建設業者（建設業許可を有する者に限る）との一次下請契約を禁止することとします。

なお、これに伴い、建設工事請負契約書の約款も改正します。

記

1 対象工事

柏市が発注する建設工事のうち、契約課において契約手続を行う全工事^{*}を対象とします。

^{*}設計額130万円超の工事

2 実施時期

平成30年7月1日以降に公告する案件から適用します。

3 加入状況の確認方法

「施工体制台帳」の下請負人に関する事項にある「健康保険等の加入状況」欄により確認します。下請負人と下請契約を締結した場合は、速やかに工事発注課に施工体制台帳を提出してください。

4 社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した場合の対応

受注者（元請負人）に対して、柏市が指定した期限（原則30日以内）までに、当該未加入建設業者が、社会保険等に加入したことが確認できる書類を提出するよう通知します。

期限までに確認書類が提出されなかった場合は、以下の措置をとるので注意してください。

- (1) 受注者に対する「柏市建設工事請負業者等指名停止要領」に基づく指名停止措置（契約違反）
- (2) 工事成績の減点
- (3) 建設業許可行政庁に対する通知

(参考) 建設業の社会保険未加入対策について（国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

5 建設工事請負契約書の約款について

改正後の約款は、「柏市入札情報」の「様式集」を御覧ください。

<http://keiyaku.city.kashiwa.lg.jp/keiyakuHP/html/nyuhp-yoshikisyu.shtml>